

## 二 環境教育・学習に必要な器材を貸出します 二

「自然と共生し、環境にやさしいまち 新庄」の実現



市では、環境基本計画における将来像

「自然と共生し、環境にやさしいまち 新庄」の実現に向けて、家庭・地域・学校・職場等、さまざまな場面において、身近な環境問題や地球環境について、実践しながら学習できる場や機会の充実など、環境教育・学習に必要な環境の整備を進めていきます。

○貸出しできる器材については、下記のとおりです。(H25年8月末現在)

器材名	説明
ワットチェッカー	コンセントに差し込み、ボタン1つで測定。積算料金、Co2換算、電圧、電流、電力等の10種類が測定可能。
CO2電卓	電気、ガソリン、ガス、石油などの使用量を入力し、発生するCo2の値を計算可能。
手回し発電機	リング形状で様々な手にフィット。
蓄電実験機	「電気をためる部」と「電気を使う部」が一体型。たまり具合を確認できるメーター付き。
マルチエネルギーセット	水力・風力・太陽電池を組み合わせた、いろいろなエネルギー実験が実施可能。
簡易水質検査器	河川、生活排水などの水質検査が短時間で実施可能。
動物かんきょう会議	世界から集まった動物たちが、身近な環境問題を切り口にしたショートアニメーション番組(全20話)。

### ○利用方法

「環境学習推進器材の貸出しに関する取扱要領」(裏面)に基づき、使用を希望する日の2ヶ月前から2週間前までに、「環境学習推進器材利用申込書」(様式1号)を環境課に提出してください。(事前に電話で予約状況を確認のこと)

また、環境学習器材の使用後、返却の際に「環境学習推進器材利用報告書」(様式2号)を環境課に提出してください。

「取扱要領」及び「申込書・報告書」は、市ホームページよりダウンロードが可能です。(http://www.city.shinjo.yamagata.jp/10608.html)

問合せ：新庄市環境課・環境保全室 TEL：22-2111(内432) FAX：22-0989  
E-mail：kankyou@city.shinjo.yamagata.jp



# 環境学習推進器材の貸出しに関する取扱要領

平成25年8月1日

## 1. 目的

学校や地域における環境学習の取組みを支援するため、新庄市環境課が管理する実験器材や観察キット等（以下「環境学習推進器材」という）の貸出しに関して必要な事項を定めるものとします。

## 2. 貸出対象者

環境学習推進器材を使用することができる者は以下のとおりです。

- (1) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校
- (2) 環境学習・環境保全に関する取組みを行う市民団体
- (3) その他、環境課長が特に認めた者

## 3. 貸出しする器材

貸出しする環境学習器材の品目、数量は別紙「環境学習推進器材一覧」の通りです。

## 4. 貸出しの期間

環境学習推進器材の貸出し期間は、貸出し日から2週間以内とします。

ただし、イベント等でこの期間を超えて使用することを希望する場合には、別に考慮いたします。

## 5. 貸出しの手続き

環境学習推進器材の貸出しを受けようとするときは、使用を希望する日の2ヶ月前から2週間前までに、「環境学習推進器材利用申込書」（様式1号）を環境課に提出してください。（事前に電話で予約状況を確認のこと）

## 6. 器材の受け渡し

環境学習推進器材の貸出し・返却は、原則として環境課において行うものとします。郵送等の対応はしません。

## 7. 使用報告

環境学習器材の使用後、返却の際に「環境学習推進器材利用報告書」（様式2号）を環境課に提出してください。

## 8. 破損・紛失時の対応

借り受けた環境学習推進器材を破損、紛失したときは、直ちに環境課に連絡してください。なお、故意または重大な過失により破損、紛失した場合、原状回復に要する経費を負担していただきます。

## 9. その他の注意事項

- (1) 使用説明書に従い、適正な方法で扱ってください。
- (2) 消耗品類（電池や試薬など）は、原則借り受け側で用意してください。
- (3) 環境学習推進器材を第三者に転貸（また貸し）することはできません。